



# 備える

## 人生のエンディング⑧ お墓下

「墓地に墓石」といった形にこだわらない人も増えていいます。遺族の手元に骨を残す「手元供養」や樹木に託す「樹木葬」、そして海などへ散骨する「自然葬」……。取り組んでいる人たちに話を聞きました。

「墓地に墓石」といった形にこだわらない人も増えていいます。遺族の手元に骨を残す「手元供養」や樹木に託す「樹木葬」、そして海などへ散骨する「自然葬」……。取り組んでいる人たちに話を聞きました。

「風」(神奈川県横須賀市)は海への散骨を扱う有限会社だ。元カメラマンでヨットマンの北田亨さん・京子さん夫妻が98年に始め、現在は年間約150件の依頼が来る。「幼い目を過ごした中国大陸が見える日本海に」「航空隊仲間が待つ松山沖に」「富士山が見える駿河湾に」など、場所の要望は様々だ。

「子どもに負担をかけたくない」などの理由に加

散骨は、遺骨を粉状にして、海などに撒く。NPO法人「葬送の自由をすすめる会」(03・56884・2671)が「自然葬」として91年、相模湾沖に散骨して以来、広がっている。同会だけで2400人以上を自然葬にしたという。日本では戦後長く違法とみなされたが、現在、厚生労働省は「墓地、埋葬等に関する法律」違反には当たらない

# 自然葬・手元供養も

え、孤独死など身よりのない骨も約2割。粉にした遺骨を水に溶ける袋に入れ、音楽などを流しながら花びらなどとともに撒く。樹木葬は、墓石に代えて樹木を植える形式といえる。岩手県の寺を皮切りに、花木で里山を守る自然保護の観点からも受け入れられ広がってきたという。千葉県いすみ市の曹洞宗天徳寺(二神成尊住職)は04年から約300人を樹木葬で送った。住職が半径1kmの範囲に穴を掘り、遺骨がさらに包んで遺骨を埋め苗木を植える。人気はハナミズキやドウタンツツジだという。

## 新しい選択 故人・遺族の意思尊重

3年前に亡くなった妻の生前の希望で、サザンカの樹木葬で弔った千葉市の横田能治さん(89)は「子どもや孫と土をかけるうちに、悲しみが癒やされた」と言う。春にはタンポポやスミシロが咲き乱れ、ウグイスの谷渡り鳴きが聞こえる。郷里の熊本県には代々の墓があるが、「私も妻の隣に入る」と話す。

「形見が残らないのもつらい」と、遺骨を手元に置く人も増えている。

「手元供養協会」の理事、野澤司さんは99年に東京都墨田区に「エターナルジャパン」を創業。遺骨をローラーで彫った名刺大のメモリアルプレートを作っている。年間2000人が注文。遺骨を入れる焼き物やガラス瓶をつくる同業者もいる。「自宅でも旅先でも故人と一緒にいられる。故人と遺族の意思を最も尊重した方法です」と野澤さんは話す。(斎藤智子)

	樹木葬	手元供養	散骨
遺骨は…	さらしに包むなどして直接土に埋める	粉末にして器に入れたり固めてオブジェにしたりする	粉末にして海などにまく
管理は…	寺や墓地	遺族の自宅	なし
活動の拠点は…	岩手、千葉、長野、東京、島根、京都などに寺や霊園	手元供養協会に7社 東京、京都、大阪、香川、広島などにメーカーなど	NPOや民間企業、葬儀社など約20社
料金の一例は…	天徳寺の場合 0470-66-1261  1区画65万円(何人でも可) 2体目から10万円	エターナルジャパンの場合 03-3846-4380  球体グラス 3万1500円 レギュラープレート(写真入り) 24万1500円 プラチナペンダント 39万9千円	有限会社「風」の場合 0120-040-352  委託散骨 5万2500円 合同散骨 10万5千円 相模湾(18人参列) 36万7500円

グラフィック三原弘元 / The Asahi Shimbun

■「任意」の心付けと言いつつ 11月に92歳の母の身内だけの葬儀を病院提携の葬儀社に頼んだ時のこと。火葬場の作業員に8千円、事務所や控室の配膳係に5千円、霊柩車の運転手に8千円の「心付け」を任意で渡すよう葬儀社に言われました。つけ込まれているようで、お給料をもらっているはずと思い断ったところ、驚いたことに当日葬儀社が代わりに心付けを渡していました。後に「渡さないのは生活保護を受けている方くらい」とも言われて二重にびっくり。会社の収入になるのか個人のポケットに入るのかわかりませんが、釈然としませんでした。(東京都主婦 57歳)

### 私の場合

■僧侶は原点に戻れ お釈迦様は亡くなる時に僧侶に「お前たちは葬儀にかかわってはいけません」とおっしゃっています。お釈迦様の教えに葬送儀礼はありません。各宗派の開祖は「僧侶が葬儀にかかわり生計を立てよ」と言わず、逆に厳しく戒めています。僧侶が葬儀に深くかかわるようになったのは江戸時代初期の「天草・島原の乱」からです。現在、音を立てて崩れるのがごとく檀家離れが全国で進んでいるのは、僧侶がいわゆる檀家制度にあぐらをかき、お布施と称した金銭を受け取るなど、本来の姿を忘れたからではないでしょうか。(大阪府 僧侶 坂本大漸 62歳)

がん征圧へ。今、あなたの寄付が必要。 **寄付** が

対がん協会 検索

○特定公益増進法人への寄付として寄付金控除が認められます。